

平成28年度  
包括外部監査結果報告書

概要版

久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について

平成29年3月

久留米市包括外部監査人

香 月 孝 文

## ～ 包括外部監査 目次～

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
	(1) 監査の着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6.	包括外部監査の実施期間	3
7.	包括外部監査人を補助した者	4
8.	利害関係	4
第2章	教育委員会の概要	5
1.	教育委員会制度の概要	5
	(1) 教育委員会制度の意義	5
	(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について	6
	(3) 地方教育費の推移	6
	(4) 久留米市教育費の推移	8
2.	久留米市教育委員会の概要	9
	(1) 組織と所掌事務	9
	(2) 久留米市教育委員会の決算の状況	10
	(3) 児童・生徒数の推移	11
	(4) 市立小学校の状況	12
	(5) 市立中学校の状況	13
	(6) 市立高等学校の状況	15
	(7) 市立特別支援学校の状況	15
第3章	監査結果総括	16
1.	全体の総括	16

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件

久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について

### 3. 特定の事件を選定した理由

久留米市は「久留米市新総合計画第3次基本計画」（平成27年度から平成31年度）において、目標人口を30万5千人に設定している。これは現在の久留米市の人口と同水準であるものの、少子高齢化の急速な進行が避けられない状況からは容易なことではない。

久留米市は上記目標を達成するために策定した「久留米市キラリ創生総合戦略」の中で、「子育てしやすいと思う市民の割合を80%にする」という基本目標を掲げており、それには子育てと関係が深い「教育」に対する環境の整備がより一層重要になると思われる。当該重要性を踏まえつつ、またその一方で久留米市の財政状況が今後ますます厳しくなるであろうことを鑑みれば、適切な資源配分は必要不可欠であり、かかる視点から久留米市教育委員会が執行する事業等の有効性はもちろん、経済性や効率性について検証を行うことは大きな意義がある。

また学校現場において、学校徴収金などの保護者負担によって運営される会計（私費会計）があるが、一般に私費会計には内部統制の整備及び運用の不備が存在することが多く、不正を招くおそれがあることから、かかる不正等を未然に防止し、児童・生徒等の利益を害することがないように私費会計について検証を行う必要がある。

上記以外にも、学校施設の老朽化への対策や学校規模の適正化・適正配置の問題など、財務とは不可分な課題がある。これらの現状について分析、検証を行うことにも一定の意義があると考えられる。

以上のことから、久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について監査を実施することは、今後の久留米市の教育行政運営はもとより、久留米市全体の行財政運営にも有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

### 4. 包括外部監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

## 5. 包括外部監査の方法

### (1) 監査の着眼点

- ①各支出事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ②収入に関する事務執行手続は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ③市費負担教職員の給与は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ④学校給食は効率的、経済的に運営されているか。
- ⑤学校徴収金等の私費会計について、金銭の徴収・支出・管理等は適切に行われているか。
- ⑥教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- ⑦情報資産について、その管理は適切に行われているか。

### (2) 実施した主な監査手続

- ①各支出事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
  - 需用費、役務費、備品購入費等
    - (ア) 関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、財務規則等に基づいて適切に処理されているか確認する。
    - (イ) 支出額に著しい増減がある項目について、担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行い、支出内容の合理性を確認する。
  - 契約事務
    - (ア) 関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、契約の方式決定及び契約方法の選定が適法かつ妥当であるかなどについて検討する。
    - (イ) 入札手続が適切に行われているか、契約の締結について正当な承認を得ているかなどについて検討する。
  - 補助金・負担金及び交付金
    - (ア) 事業計画書・収支計画書と実績報告書・収支報告書とを比較し、補助事業者が適正執行しているかを確認する。
    - (イ) 補助対象事業及び補助対象事業費が交付要綱に沿って支出されているか確認する。
- ②収入に関する事務執行手続は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
  - (ア) 関連資料の閲覧、証憑突合及び担当者へのヒアリングを実施し、財務規則等に基づいて適切に処理されているか確認する。
- ③市費負担教職員の給与は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。

- (ア) 出勤簿等の関連資料を閲覧し、勤怠管理が適切に行われていることを確認する。
- ④学校給食は効率的、経済的に運営されているか。
  - (ア) 関連資料を入手し、給食調理等業務委託者の業務が適切に行われているか確認する。
  - (イ) 平成 22 年度より開始した PFI 事業について、従来型（直営方式）との比較検討が行われていることを確認する。
  - (ウ) 関連資料を閲覧し、PFI 事業者が適切に選定されていることを確認する。
- ⑤学校徴収金等の私費会計について、金銭の徴収・支出・管理等は適切に行われているか。
  - (ア) 各私費会計について預金口座が開設され、会計帳簿が適切に作成されているか、また未収管理は適切に行われているか確認する。
  - (イ) 各私費会計について、その内部統制の整備及び運用が適切かどうか検討する。
  - (ウ) 各私費会計にかかる支出について、その支出の妥当性について検討を行う。
  - (エ) 各私費会計について、監査及び決算の報告が適切に行われているか確認する。
- ⑥教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
  - (ア) 平成 27 年度における教育財産の取得と廃棄等について、規則等に基づいて適切に行われているか確認する。
  - (イ) 備品管理台帳の正確性を検証するため、備品管理台帳と現物との突合を行う。併せて、備品の管理状況についても確認する。
- ⑦情報資産について、その管理は適切に行われているか。
  - (ア) 情報資産の管理マニュアル等の整備状況を確認し、その運用が適切に行われていることを担当者へのヒアリング、実施調査等により検証する。

## 6. 包括外部監査の実施期間

平成 28 年 6 月 17 日から平成 29 年 3 月 31 日

7. 包括外部監査人を補助した者

黒岩 延時 (公認会計士)  
松尾 英二 (公認会計士)  
馬場 範夫 (公認会計士)  
川野 武志 (公認会計士)  
石井 寿佳 (公認会計士)  
小林 正幸 (弁護士)  
江上 英介 (公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 教育委員会の概要

### 1. 教育委員会制度の概要

地方公共団体が処理する教育、スポーツ、文化に関する事務は極めて広範多岐にわたっている。これら教育関係の事務については、その性質上、政治的中立と行政の安定などが強く要請されることから、公選による独任制の機関とは別に、合議体の執行機関として教育委員会が置かれている。

#### (1) 教育委員会制度の意義

##### ① 地方自治の尊重

地方の教育行政は、憲法の「地方自治の本旨」に沿って定められており、地方公共団体が主体的に事務処理の第一義的責任と権限をもつとともに、住民の意思が行政に反映されるよう配慮がなされている。教育委員会に地方公共団体の設置する学校を管理する権限と責任が与えられていることや、住民に教育委員会の解職請求が認められていることなどはその例といえる。

##### ② 教育の政治的中立と教育行政の安定

人格の形成に大きく影響する教育において、その中立性は極めて重要であり、教育行政の執行についても、自治体の長から独立した合議制の執行機関（教育委員会）を置くことで、個人的な価値判断等から中立性を確保するとともに、安定性、継続性の確保を図っている。

##### ③ 指導行政の重視

教育行政においては、指導・助言・援助の非権力的作用を中心として、その運営が行われるよう配慮がなされている。指導・助言・援助を教育行政の中心とし、教育委員会事務局に指導主事・社会教育主事を配置している。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条）

##### ④ 教育行政と一般行政の調和

教育行政は地方公共団体が処理する事務の一つであり、地方公共団体全体としての運営が円滑になされるよう配慮されている。自治体の長が予算案・条例等について教育委員会から意見を聴くこととし、教育行政と一般行政との調和が図られているのはその例である。

##### ⑤ 国・都道府県・市町村の連携

地方教育行政は、全体として国の教育を構成するものであり、全国的な教育水準の維持向上や教育機会の均等を図る観点から、国・都道府県・市町村の連携が図られるよう配慮がなされている。

##### ⑥ 生涯学習など教育行政の一体的な推進

創造的で人間性豊かな人材を育成するため、教育委員会が生涯学習の推進をは

じめ、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政の一体的な推進を図っている。

(出典：全国市町村教育委員会連合会「教育委員必携」を加工して作成)

## (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について

教育行政における責任体制の明確化を目的とし、平成 26 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）されている。改正の要旨は以下のとおりである。

### ①「新教育長」の設置

教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を置くこととし、首長が議会同意を得て、直接任免・罷免を行うこととしている。また、教育長の任期は 4 年から 3 年に変更された。(※久留米市教育委員会においては、現教育長の任期が平成 29 年 3 月 31 日までであるため、任期満了までは従来の教育委員会制度を維持することとしている。)

### ②「総合教育会議」の設置

首長は教育行政の「大綱（下記③参照）」の策定や教育の条件整備などを重点的に構すべき施策等について協議・調整する場である「総合教育会議」を置くこととしている。構成は首長と教育委員会で構成し、会議は首長が主催する。

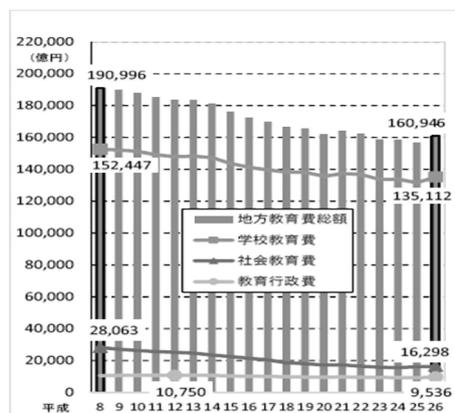
### ③教育に関する「大綱」の策定

首長は、教育の目標や施策の根本的な方針である「大綱」を策定することとしている。「大綱」は「総合教育会議」で協議した上で策定し、首長及び教育委員会は策定した「大綱」の下にそれぞれ所管する事務を執行する。

## (3) 地方教育費の推移（平成 26 年度まで）

### ①教育分野別地方教育費の推移

区分	地方教育費総額	学校教育費	社会教育費	教育行政費
平成8年度	190,996	152,447	28,063	10,486
9	189,959	152,145	27,123	10,692
10	188,126	151,230	26,188	10,708
11	185,360	149,129	25,609	10,623
12	183,757	147,935	25,148	10,675
13	183,648	148,245	24,653	10,750
14	181,388	147,293	23,420	10,675
15	176,320	143,550	22,484	10,286
16	172,614	141,153	21,383	10,078
17	169,947	139,531	20,437	9,979
18	166,655	138,261	18,610	9,783
19	165,648	138,077	18,031	9,539
20	162,108	135,510	17,110	9,488
21	164,332	137,344	17,291	9,698
22	162,615	136,729	16,409	9,477
23	158,678	133,597	15,743	9,338
24	158,566	133,716	15,533	9,317
25	156,722	131,559	16,028	9,135
26	160,946	135,112	16,298	9,536



※「地方教育費総額」とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員

会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。

※単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の合計は一致しない場合がある。(以下の各表において同じ)

※平成 26 年度に支出された地方教育費総額は 16 兆 946 億円となり、平成 25 年度と比べて 4,224 億円 (2.7%) 増となり、5 年ぶりに増加した。

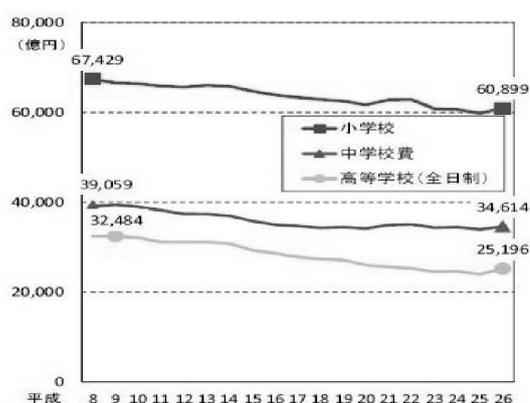
※教育分野別にみると、学校教育費は 2 年ぶり、教育行政費は 5 年ぶりに増加し、社会教育費は 2 年連続の増加となっている。

## ②学校種別別学校教育費の推移

(単位:億円)

区 分	学校教育費	小学校	中学校費	高等学校 (全日制)
平成8年度	152,447	67,429	39,059	32,466
9	152,145	66,564	39,470	32,484
10	151,230	66,392	38,984	32,124
11	149,129	65,893	38,230	31,151
12	147,935	65,596	37,370	31,113
13	148,245	66,073	37,332	31,150
14	147,293	65,801	36,976	30,847
15	143,550	64,709	35,824	29,338
16	141,153	63,874	35,028	28,656
17	139,531	63,350	34,732	27,811
18	138,261	62,862	34,332	27,380
19	138,077	62,550	34,485	27,152
20	135,510	61,658	34,193	26,011
21	137,344	62,824	34,954	25,651
22	136,729	62,836	35,089	25,291
23	133,597	60,800	34,372	24,534
24	133,716	60,636	34,493	24,626
25	131,559	59,798	33,968	23,986
<b>26</b>	<b>135,112</b>	<b>60,899</b>	<b>34,614</b>	<b>25,196</b>

※学校教育費には上記の他に幼稚園、専修学校等を含むため、合計は一致しない。

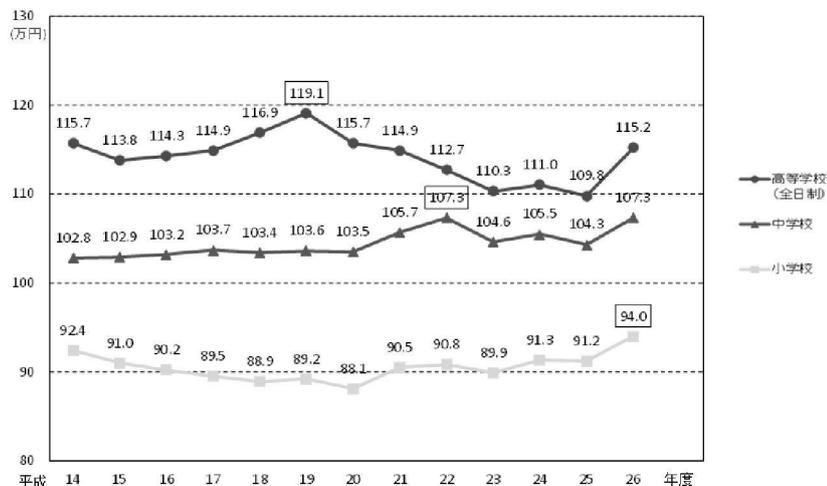


※平成 26 年度に支出された学校教育費は 13 兆 5,112 億円となり、平成 25 年度と比べて 3,553 億円 (2.7%) 増加している。

## ③在学者一人当たり学校教育費の推移

(単位:万円)

区分	小学校	中学校	高等学校 (全日制)
平成14年	92.4	102.8	115.7
15	91.0	102.9	113.8
16	90.2	103.2	114.3
17	89.5	103.7	114.9
18	88.9	103.4	116.9
19	89.2	103.6	119.1
20	88.1	103.5	115.7
21	90.5	105.7	114.9
22	90.8	107.3	112.7
23	89.9	104.6	110.3
24	91.3	105.5	111.0
25	91.2	104.3	109.8
<b>26</b>	<b>94.0</b>	<b>107.3</b>	<b>115.2</b>



※在学者一人当たり学校教育費は、小学校 94 万円、中学校 107 万 3 千円、高等学校 (全日制)

115万2千円と、いずれも平成24年度以来2年ぶりに増加し、小学校で過去最高となっている。

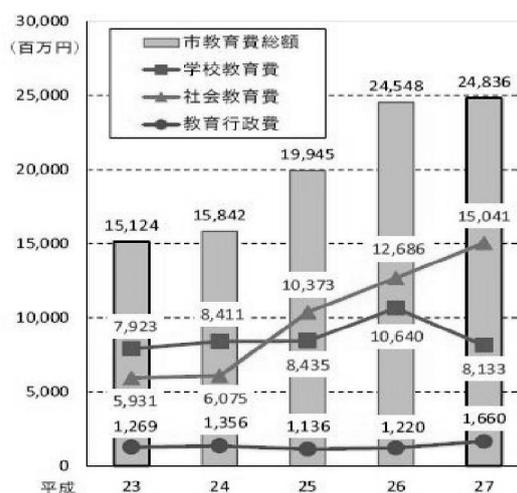
(出典：文部科学省「平成27年地方教育調査(確定値)について」を加工して作成)

#### (4) 久留米市教育費の推移

##### ①教育分野別教育費の推移

(単位:百万円)

区分	市教育費総額	学校教育費	社会教育費	教育行政費
平成23年度	15,124	7,923	5,931	1,269
24	15,842	8,411	6,075	1,356
25	19,945	8,435	10,373	1,136
26	24,548	10,640	12,686	1,220
<b>27</b>	<b>24,836</b>	<b>8,133</b>	<b>15,041</b>	<b>1,660</b>



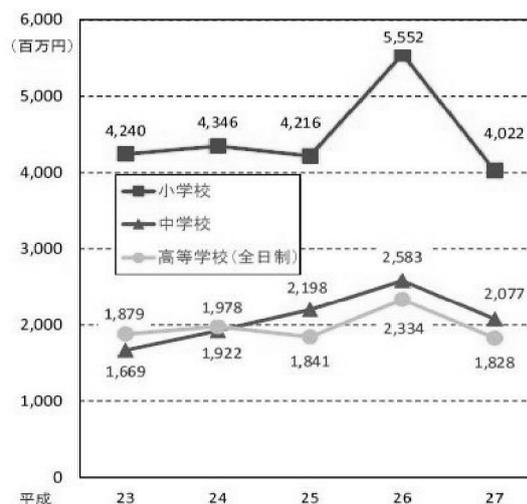
※款における教育費を示しており、2.(2)②にある久留米市教育委員会の歳出額とは異なる。

※平成26年度における学校教育費の増加は、主として国からの交付金を活用した学校施設整備の支出によるものである。

##### ②学校種類別教育費の推移

(単位:百万円)

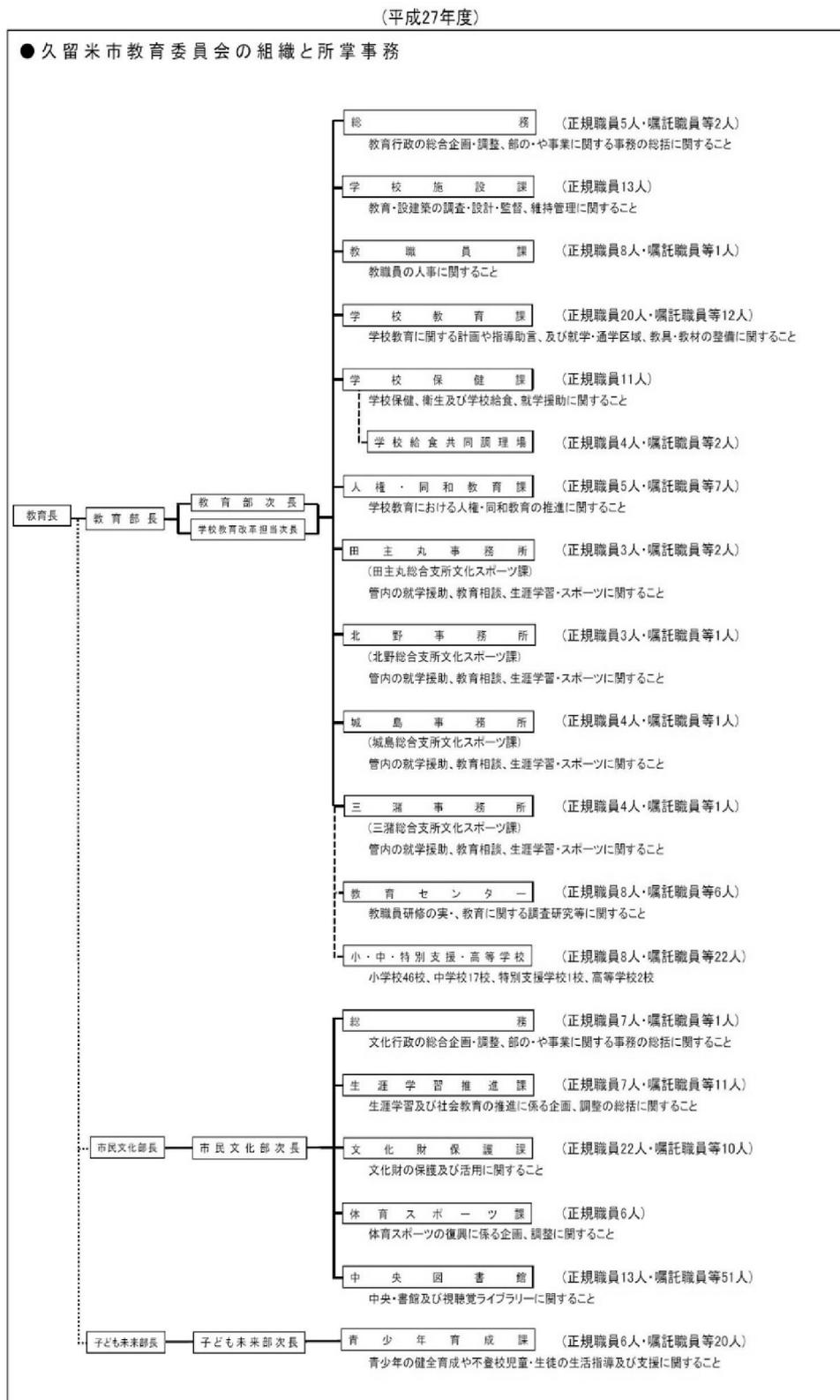
区分	学校教育費	小学校	中学校	高等学校(全日制)
平成23年度	7,923	4,240	1,669	1,879
24	8,411	4,346	1,922	1,978
25	8,435	4,216	2,198	1,841
26	10,640	5,552	2,583	2,334
<b>27</b>	<b>8,133</b>	<b>4,022</b>	<b>2,077</b>	<b>1,828</b>



※平成26年度における小学校費の増加は、小学校を中心に学校施設整備を実施したことによるものである。

## 2. 久留米市教育委員会の概要

### (1) 組織と所掌事務



(2) 久留米市教育委員会の決算の状況

①歳入

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
分担金及び負担金	19,383	27,224	34,463	19,024	19,069
使用料及び手数料	60,555	60,043	62,170	119,381	167,163
国庫支出金	705,666	846,173	※1,207,023	863,135	548,041
県支出金	27,300	39,780	44,456	46,428	29,254
財産収入	115	121	94	83	57
寄附金	81,593	10,000	17,028	834	708
繰越金	9,671	31,945	15,402	16,476	8,704
諸収入	38,399	61,575	61,159	30,135	47,779
市債	1,208,200	1,823,300	1,747,100	1,544,400	1,356,800
歳入合計	2,150,884	2,900,164	3,188,898	2,639,886	2,177,578

※主として学校整備を目的とした国からの交付金の増加によるものである。

②歳出

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総務費	109	124	2,097	1,129	1,095
民生費	10,408	7,318	10,773	10,602	9,785
労働費	79,139	70,948	179,830	175,997	47,053
農林水産業費	9,545	5,546	8,390	49,151	0
商工費	14,111	11,188	7,227	7,982	8,325
教育費	8,534,917	9,210,812	9,530,068	※11,614,118	8,555,393
歳出合計	8,648,230	9,305,939	9,738,388	11,858,980	8,621,655

※主として国からの交付金を活用した学校施設整備の支出の増加によるものである。

③一般会計との比較

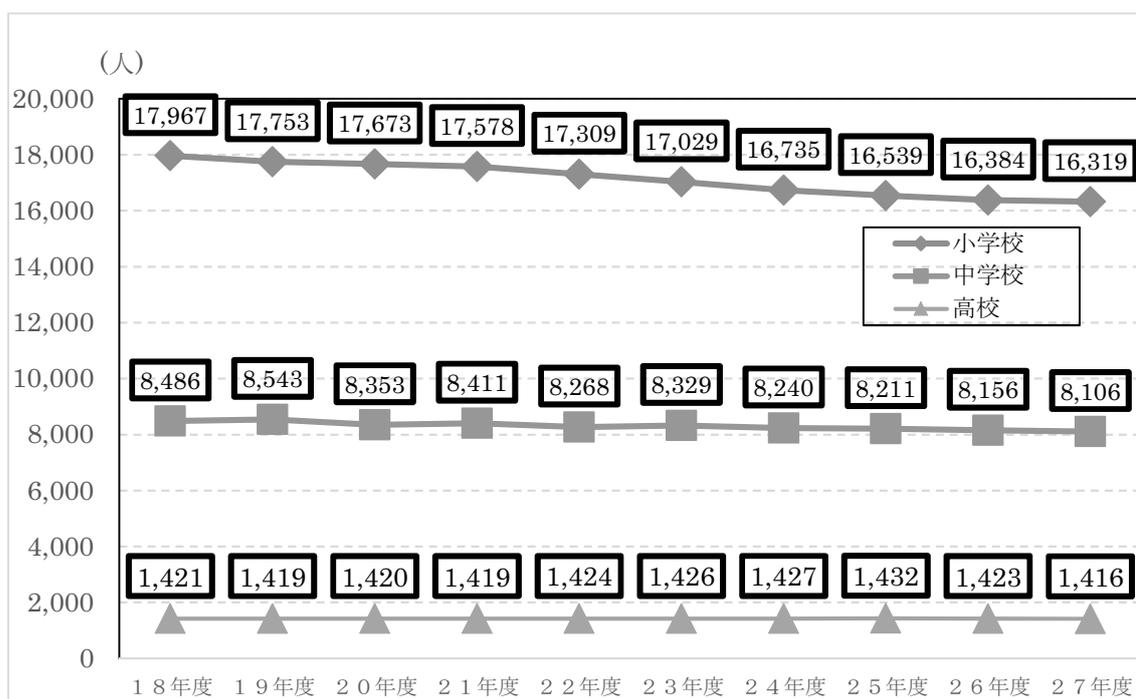
(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計歳出総額	118,574,935	123,291,215	126,711,339	134,303,664	142,795,356
うち教育委員会	8,648,230	9,305,939	9,738,388	11,858,980	8,621,655
構成比	7.2%	7.5%	7.6%	8.8%	6.0%

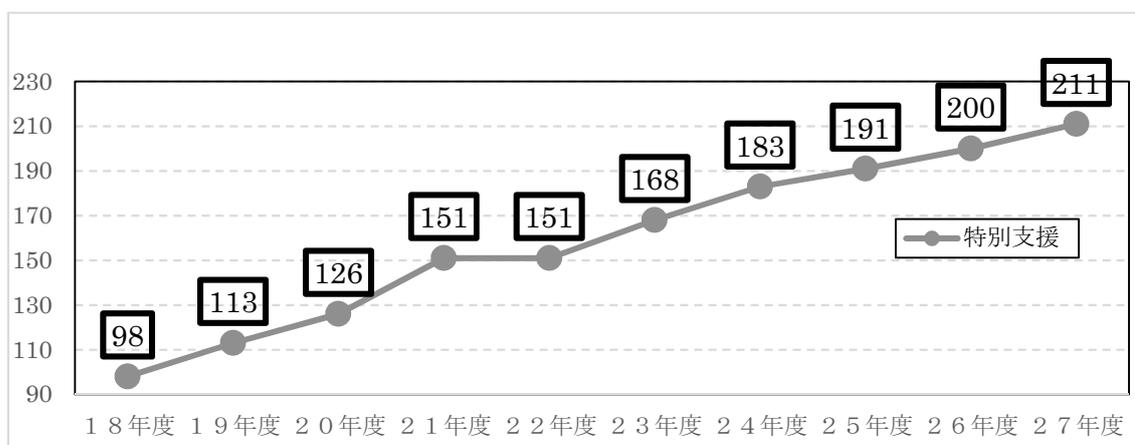
(3) 児童・生徒の推移 (単位：人)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	17,967	17,753	17,673	17,578	17,309	17,029	16,735	16,539	16,384	16,319
中学校	8,486	8,543	8,353	8,411	8,268	8,329	8,240	8,211	8,156	8,106
高校	1,421	1,419	1,420	1,419	1,424	1,426	1,427	1,432	1,423	1,416
特別支援	98	113	126	151	151	168	183	191	200	211
合計	27,972	27,828	27,572	27,559	27,152	26,952	26,585	26,373	26,163	26,052

(小・中・高校)



(特別支援学校)



## (4) 市立小学校の状況

## ①市立小学校の設置状況（児童数が多い学校順に記載）

校名	児童数 (人)	教職員 数(人)	学級数	校地面積(m <sup>2</sup> )		校舎面積(m <sup>2</sup> )	屋内運動 場(m <sup>2</sup> )
				総面積	運動場	延面積	
南○	1,059	47	35	20,551	12,653	5,854	1,049
西国分	889	40	28	17,320	8,942	5,848	945
荒木	790	37	28	25,142	12,080	5,680	1,170
合川	739	33	25	25,156	9,818	5,428	725
上津○	693	29	23	27,458	15,974	5,232	1,049
金丸	658	37	24	13,836	6,759	5,335	919
東国分	647	29	23	18,428	10,644	5,893	945
津福	626	29	23	25,068	13,944	5,617	725
高良内	595	28	22	16,158	6,849	4,978	945
宮ノ陣	510	25	20	23,486	14,827	4,800	776
篠山	506	26	19	10,635	4,114	4,214	926
北野	492	22	17	28,990	9,544	6,565	1,673
大善寺○	468	24	17	17,164	9,510	4,398	725
鳥飼	461	26	20	12,331	6,155	4,911	945
山川	461	23	19	12,608	7,103	3,617	725
日吉	439	23	15	10,721	6,923	3,291	872
南薫	421	29	20	12,079	6,570	5,787	1,176
長門石	418	24	17	15,601	7,962	5,356	725
善導寺	413	21	15	16,803	7,763	3,902	919
御井○	369	22	16	11,596	5,059	4,320	750
三瀨	359	17	13	21,475	10,660	3,232	996
田主丸	346	18	13	27,950	13,417	4,093	1,112
犬塚	346	17	13	18,422	8,039	4,244	845
安武	328	22	15	19,314	10,469	3,865	919
小森野	309	16	13	19,793	14,837	2,890	607
西牟田	307	19	14	14,869	6,912	2,869	853
京町	266	17	14	7,142	4,573	3,602	571
城島	255	15	11	15,601	7,270	3,224	726
大城	209	12	9	13,787	6,453	2,952	680
江上	201	12	8	12,222	2,055	2,852	646
荘島	156	14	8	8,971	4,990	3,165	919

青峰	141	15	9	16,512	9,162	4,484	725
弓削	140	11	7	9,107	4,351	2,502	724
山本	134	12	7	14,222	7,576	2,280	680
青木	129	10	7	13,294	5,573	2,397	658
竹野	126	12	8	10,990	7,270	2,719	796
水縄	121	12	8	16,425	7,860	2,652	532
川会	116	12	7	13,390	9,415	2,425	680
金島	115	12	7	14,532	4,359	2,863	681
船越	112	10	7	13,991	7,839	2,309	796
水分	101	12	7	13,177	4,963	2,239	680
草野	91	11	7	17,561	9,863	2,089	680
柴刈	85	11	7	14,939	4,512	2,435	805
大橋	75	9	7	9,590	5,820	2,395	680
下田	65	8	6	9,321	5,443	1,842	422
浮島○	32	6	4	7,947	3,022	1,530	420
合計	16,319	916	662	735,675	369,896	175,175	37,517

※「学校規模の標準」を上回る学校（大規模校）より2校、「学校規模の標準」に該当する学校（中規模校）より2校、「学校規模の標準」を下回る学校（小規模校）より1校を監査対象校として任意に抽出した。（※○が監査対象校）

※「学校規模の標準」・・・12学級以上18学級以下（学校教育法施行規則第41条）

## ②学校規模別の公費比較

（単位：円）

児童一人当たり公費 （決算額÷児童数）	大規模校	中規模校	小規模校	平均
	24,020	27,921	49,411	29,036

※ここでの公費（決算額）は、学校運営に要する経費を意味し、施設整備等の投資的経費などは含まない。上記表からもわかるように、学校規模が小さいほど児童一人当たりにかかる公費は大きくなる。

## （5）市立中学校の状況

### ①市立中学校の設置状況（生徒数が多い学校順に記載）

校名	生徒数 (人)	教職 員数(人)	学級数	校地面積(㎡)		校舎面積(㎡)		屋内 運動場(㎡)	武道場 (㎡)
				総面積	運動場	延面積			
諏訪	778	44	23	17,699	8,291	6,636	1,102	450	
城南	753	46	24	14,216	7,062	6,329	1,498	392	
良山○	717	44	22	18,058	9,466	7,304	1,009	350	

牟田山	662	38	21	20,162	13,256	5,606	1,155	450
江南	592	42	19	22,676	10,710	6,871	1,176	450
田主丸	584	36	19	46,281	23,406	8,256	1,474	767
三瀨	468	26	15	25,633	9,122	7,009	1,078	592
北野	464	27	15	28,038	16,217	5,316	1,512	1,256
筑邦西	446	29	16	27,225	14,920	5,889	1,138	450
明星	417	26	15	26,434	13,327	7,337	1,223	450
荒木	416	24	14	50,844	17,596	4,640	1,135	450
城島	362	21	13	38,354	25,206	8,041	1,320	984
屏水○	356	25	12	27,276	15,180	4,848	717	450
宮ノ陣	338	21	12	29,854	21,538	4,084	860	450
青陵	308	21	11	27,958	12,926	4,764	1,196	450
高牟礼	248	20	10	21,002	12,183	5,075	981	350
櫛原	197	17	9	19,649	10,493	3,986	1,096	450
合計	8,106	507	270	461,359	240,899	101,991	19,670	9,191

※「学校規模の標準」を上回る学校（大規模校）より1校、「学校規模の標準」に該当する学校（中規模校）より1校を監査対象校として任意に抽出した。（※○が監査対象校）

### ②学校規模別の公費比較

（単位：円）

生徒一人当たり公費	大規模校	中規模校	小規模校	平均
		17,652	24,294	28,301

※学校規模が小さいほど生徒一人当たりの公費が大きくなるのは小学校と同様である。

### ③進路の状況

卒業年度	卒業生総数 (人)	進学者 (人)	就職者		その他	
			(人)	%	(人)	%
H27年度	2,754	2,717	12	0.4	24	0.9
H26年度	2,774	2,711	23	0.8	40	1.5
H25年度	2,777	2,731	16	0.6	30	1.1
H24年度	2,777	2,720	10	0.4	47	1.7
H23年度	2,816	2,776	7	0.2	33	1.2

(6) 市立高等学校の状況

①市立高等学校の設置状況

校名	生徒数 (人)	教職員 数(人)	学級数	校地面積(m <sup>2</sup> )		校舎面積(m <sup>2</sup> )	屋内 運動場(m <sup>2</sup> )
				総面積	運動場	延面積	
久留米商業	715	60	18	47,797	25,638	11,755	1,843
南筑○	701	51	18	55,825	34,746	8,750	1,729
合計	1,416	111	36	103,622	60,384	20,505	3,572

※監査対象校については、2校のうち1校を任意に抽出した。(○は監査対象校)

②学校間の公費比較

久留米商業高校と南筑高校の生徒数はほぼ同数であるが、両校の決算額の差は24,016千円(60,205千円(久留米商業) - 36,189千円(南筑))と大きく乖離している。久留米商業高校はIT活用教育を行っており、当該教育に関連する消耗品や委託料が多額であることや同校OBからの寄附金を活用した事業を展開していることが、両校の決算額の差の主な要因である。

③進路の状況

卒業年度		卒業生総数 (人)	進学者 (人)	就職者		その他		
				(人)	%	(人)	%	
市立 高等 高校	H27年度	465	379	81.5	80	17.2	6	1.2
	H26年度	469	361	76.9	99	21.1	9	1.9
	H25年度	469	354	75.4	96	20.4	19	4.0
	H24年度	451	350	77.6	95	21.0	6	1.3
	H23年度	466	366	78.5	94	20.1	6	1.2

(7) 市立特別支援学校の状況

①市立特別支援学校の設置状況

学部	児童数 (人)	教職員 数(人)	学級数	校地面積(m <sup>2</sup> )		校舎面積(m <sup>2</sup> )	屋内 運動場(m <sup>2</sup> )
				総面積	運動場	延面積	
小学部○	67	95	19	26,612	7,900	9,468	555
中学部○	48		12				
高等部○	96		17				
合計	211	95	48	26,612	7,900	9,468	555

※○は監査対象校

### 第3章 監査結果総括

#### 1. 全体の総括

詳細については後段で述べるため、ここでは要約した形で示す事にする。

#### 総 括 表

区 分	指摘事項	意見
総 論		
全体への監査意見	<p>1. 一部の学校において、市費負担の職員の時間外勤務命令を口頭で行っているケースがあることから、書面等での運用を求めるとともに、市教育委員会は、当該事項について規定することが必要である。</p> <p>2. 一部の学校では、学校関係者からの寄附を財源に特別会計として運用を行っている。現在の市の規程では、学校が寄附金を直接収受する規程は定められておらず、今後も当該会計を運用していくなれば、必要な規程を整備する必要がある。さらに特別会計について厳格な運用を行うための取扱規程についても併せて整備する必要がある。</p>	<p>1. 私費会計について、各学校の運用が様々であり、改善すべき事項も多くあるので、市教育委員会と全市立学校の協力の下、全市共通の学校徴収金等の規程を作成してはどうか。</p> <p>2. 備品の管理を適切に行うために、「①備品の一元管理、②備品管理台帳への備品の金額計上基準の見直し、③棚卸実施要領等の規程の整備」を求める。</p> <p>3. 図書の検収にかかる「久留米市学校図書館司書マニュアル（規程）」の一部見直しが必要である。また、「図書管理システム」の管理を徹底し、不明図書の解消に努めなければならない。</p> <p>4. 児童生徒の「成績管理用ソフト」の運用に問題があり、かかる運用ができるような仕様にしたことがそもそもの原因と思われる。今後、市教育委員会がシステム等を構築する場合には、児童生徒の情報を守るための統制がかかるよう全般的な内部統制にも注視し、その設計を行わなければならない。</p> <p>5. 学校の小規模化の問題に対し、児童にとっての最適な教育環境が何か</p>

		<p>という視点を念頭に置き、市教育委員会は地域コミュニティ制度などを所管する市長部局との連携をとりつつ、その議論をさらに進めていく必要がある。</p> <p>6. 教職員研修事業の評価の視点について、教育現場に適切にフィードバックされているかという視点も必要と思われる。</p> <p>7. より効果的な予算の配分のため、市教育委員会の各学校への予算の配当の仕組みについて、将来的には各学校からの中長期計画を基にした予算要求により、市教育委員会が予算編成を行う体制を構築していくことを検討していただきたい。</p>
各課（各学校）別 各論		
（教育部）		
1. 総務	なし	<p>1. タクシーチケットの申請にあたり、その必要性が判断できるに足る申請書の記載を行うべきである。</p> <p>2. 久留米市PTA連合会事業費補助金の交付にあたり、支出の適切性を客観的に判断でき得る報告書等を、補助金交付団体に求めるべきである。</p>
2. 学校施設課	なし	<p>1. 入札参加者が少ない改築工事が多く見られた。改築工事は多くの業者が参加することが望ましいことから、入札参加者数を増やす施策を講じることを検討してはどうか。</p> <p>2. 学校改築工事の優先順位の決定について、以前より客観的にした点で評価に値するが、今後さらに詳細なものにしていくことを検討すべきと考える。</p>

3. 教職員課	なし	<p>1. 将来的に教職員の包括的な人事管理を行うことについて、久留米市は中核市の一つとして、その実現への取組みが求められる。</p> <p>2. 県において人事評価制度の見直しが進められており、久留米市としても、今後の情勢に注視しつつ、その具体的な運用について検討しておくべきである。</p>
4. 学校教育課	<p>1. 中体連の運営において補助金が交付されるまでの間の資金融通として、中体連会長からの立替があった。市の補助金を活用する団体の運営としては問題であり、今後は団体からの申請を促すなど、補助金の支給時期を早めるための措置をとるべきである。</p>	なし
5. 学校保健課	なし	<p>1. H27 年度から「学校給食調理等実績評価票」により給食委託事業者の評価を実施しているが、当該委託事業者に対する学校ごとの栄養士の評価にばらつきがあるため、学校間で情報を共有化するなど更に有効な評価方法として強化することが望まれる。</p> <p>2. 旧 4 町の地域については、学校や調理場ごとに一般物資の購入を行っており、一括購入を行う旧久留米地域と不均衡が生じているため、その改善を図ることが望まれる。</p>

6. 学校給食共同調理場	1. 棚卸しの実施記録が保管されていないため、備品台帳の正確性が検証できない。棚卸しの実施記録には様々な重要な情報が記載されるため、その実施記録を必ず残すべきである。	1. 今後の多額な設備、備品の更新や修繕等に備えた計画の立案、予算要求を行っていくことが必要である。
7. 人権同和教育課	なし	1. 監理業務の契約日が内部改修工事の契約日より遅く、しかも工事着工日より後になっているので、工事期間の全体をカバーできるような監理業務の契約を心掛けるべきである。
8. 教育センター	1. 教育センターで管理する備品について、棚卸しが実施されていない。また、現物が所在不明なものや、取得された資産について、市の備品台帳への計上もれとなっているものもあった。今後は、市の備品台帳を整理したうえで、定期的な棚卸しや資産取得時の備品台帳への適時、適切な入力を行う必要がある。	1. 随意契約を更新する際に、合理的な理由と判断する場合でも、業者の示す見積り等の契約内容が、合理的であると判断した経緯や根拠を明確に残しておくことが必要である。 2. 教育センターの業務の一つである理科備品の貸出しについて、その貸出資産の管理が適切に行われておらず、その改善を図られたい。 3. 理科備品の貸出しについて、過去の貸出記録の分析等を行い、より充実した理科備品の活用を図ることをお願いしたい。 4. 教育センターは、児童生徒の理科に対する興味関心を引き出すための熱心な活動を行っているが、その活動の知名度が、教育現場やその関係者で止まっているため、潜在的な寄附者まで行き届いていないようである。久留米市の教育振興に資することを目的としている「久留米市教育振興基金」への寄附が集まりにくい現状を改善する必要性もあり、広

		<p>告活動のより一層の工夫を行うことが望まれる。</p> <p>5. 研修事業は、教育センターの主要な事業であるため、その計画立案の過程で利用した調査結果の整理を行い、分析等の資料を残すことが必要である。より良い研修事業の実施のためにも、研修計画の検討や議論の過程等の証跡を残して、事業計画作成の過程を明らかにすることが望まれる。</p>
<p>9. 南小学校</p>	<p>1. 学級費の会計報告書の繰越残高と通帳の残高が一致した会計報告書を作成すべきである。</p> <p>2. 特別支援学級の会計について、監査が実施されていない。客観性を担保するために、監査を受けるべきである。</p> <p>3. 校内の監査時に通帳が提出されておらず、適正な監査が行われていたとはいえない。監査時には必須の資料であるため、改善を要する。</p> <p>4. 修学旅行等の積立金について、会計報告書と通帳の残高が不一致であり、当該不一致の詳細な理由が不明である。未納分を入金処理しているためと思われるが、入金額で会計報告書の作成を行うべきであり、会計報告書と通帳の残高は当然に一致させるべきである。また、会計報告書には未納のリストも添付し、監査を受けるべきである。</p> <p>5. コミュニティ・スクール推進事業収支会計の監査において、誤</p>	<p>1. 学級費会計の校納金の未納分について、入金されたものとして処理されていることから担任によっては未納者について把握できていない状況が考えられる。未納についての督促は、場合によっては担任の支援が必要になる場合もあると思われるため改善が必要である。</p> <p>2. 学級費等私費会計の規程が作成されておらず、その整備が必要である。また、異動により新任の事務職員が事務をするにあたって、引継ぎが行われやすいように、事務処理マニュアルを整備することが望まれる。</p> <p>3. 給食費の未納の件数、金額が多く、その改善が必要である。</p> <p>4. ガラス代会計について、教職員の弁当代への一時的な立替が行われており、私費会計の流用の一種である。やむを得ず流用する場合は、承認のルールを決めて、厳格に運用すべきである。</p> <p>5. ガラス代会計について、制度上は現金を保有していないこととなっているが、実際は現金を保有している</p>

	<p>りのある収支決算書について適正とされていることから、実効性ある監査が行われるよう改善すべきである。</p> <p>6. 学級費会計の校納金の未納分について、学級費会計と資源回収会計との間で流用がある。私費会計はそれぞれ目的に合った支出に限られるべきであり、安易な流用は認められるべきではない。やむを得ず流用する場合は厳格な手続きを経て認めるようなルール作りをすべきである。</p> <p>7. 資源回収会計について、監査を受けていないため、内部統制が機能するよう監査を受けるべきである。</p> <p>8. 小口の支払いに備えた現金があり、制度上は現金の保有がないこととされているため、簿外の現金となっている。実態を反映し、現金の入出金を正式な現金出納帳に記帳し、期末の監査時には現金の実際在高と現金出納帳の残高を照合すべきである。</p> <p>9. ガラス代会計について、内部統制が機能するよう監査を受けることが必要である。</p> <p>10. 備品について、棚卸しの実施記録が保管されていないため、備品台帳の正確性が検証できない。棚卸しの実施記録には様々な重要な情報が記載されるため、その実施記録を必ず残すべきである。</p>	<p>ため、少額の小口前渡制度を設け、規程を整備することをご検討願いたい。</p> <p>6. 手書きの備品台帳をシステム化することで、棚卸しの作業を大幅に省略でき、かつ正確に行えると考えられるため、システム化の検討をすべきである。</p>
--	--	--

	1 1. 成績管理用ソフトのパスワードについて、運用上の問題がある。情報保護のために、その運用を改める必要がある。	
10. 上津小学校	なし	<p>1. すべての職員の出退勤の管理が、自己申告による出勤簿への出退勤時間の記載と捺印でなされている。これでは出退勤が正しく反映されているかの担保がないため、少なくとも責任担当者を設定し、当該責任担当者の確認を求めるといった運用を行うことが望ましい。</p> <p>2. 学級費会計について、現状では多くの誤解を招く運用を行っていることは否めないことから、より精緻な予算化や単価ベースでの会計帳簿の記帳を行うなど、その適切な執行管理が求められる。</p> <p>3. 学級費会計について、細かな教材の購入については、一旦教師が立替払いをし、後日まとめて出金している場合があるようであるが、せめて支出日順、出金額ごとに分けて支出し、口座からの出金額と各支出との裏づけとなる領収書と一致するようにし、出納簿には必ず支出日の記載をすべきである。</p>
11. 大善寺小学校	<p>1. 学級費について、その徴収管理に不備があるため、改善すべきである。</p> <p>2. 学級費に係る会計報告書において、校内の監査委員の記名、押印がないため、監査が実施されたか否か判然としない。監査を実施したのならば、監査委員は記名・押印を行うべきである。</p>	<p>1. 出納簿の作成について、一定のルールがないため、支出の日付順に記帳されていない、複数の支出を合計して記帳しているなど、その作成については各担任の裁量に委ねられている。確認者の照合作業に無駄な時間をかけなくて済むよう、記帳のルールを詳細に規定することなどが望まれる。</p>

	<p>3. 修学旅行等積立金について、校内の監査委員の記名・押印がないので、適切に行うべきである。</p> <p>また、一部の学級で平成27年度3学期の会計報告書が添付されていなかったという点で、書類の整備・保管状況に不安があるため、その改善も併せて求めたい。</p> <p>4. 図書管理システム上の冊数と市教育委員会への蔵書数等調査に対する報告冊数が相違していたため、一致していることを確認する作業が必要である。</p> <p>5. ほぼすべての教職員の業務上のパソコンにIDとパスワードを貼付しているような運用があり、かかる運用は当然に改める必要がある。</p>	<p>2. 学校給食会計運営基金の残高が、適正な運用の目安額を超えており、かつ監査対象年度において、さらなる繰り入れがなされている。当該基金の残高を適正に管理していくよう要望する。</p> <p>3. 学校関係者からの寄附を財源とした特別会計について、現状では望ましい管理とはいいがたく、そのあり方を含め、再考する必要がある。</p> <p>4. 内部統制として、金庫の中で管理している現金等の一覧表と出納簿を作成しておき、定期的に第三者から実査を受けるなどの手続きが必要と考える。</p> <p>5. 現状の備品台帳では、今後の運用に不安があるため、一元的に処理できるシステム等の構築をすることを検討してはどうか。</p>
12. 御井小学校	<p>1. 学級費会計において通帳の残高と会計報告書の繰越残高に不一致となっているものがあつた。当然に一致すべきものであり、改善すべきである。</p> <p>2. 学級費会計の会計報告書において、責任者の押印漏れがあつた。内部統制における重要な要素であるため、徹底すべきである。</p> <p>3. 備品について、棚卸しの実施記録が保管されていないため、備品台帳の正確性が検証できない。棚卸しの実施記録には様々な重要な情報が記載されるため、その実施記録を必ず残すべきである。</p> <p>4. 備品台帳と現物の不一致が散見され、その管理に問題あるとい</p>	<p>1. 学級費会計について、領収書のみの保管で、その内訳が不明なものが散見された。支出内容を明確にするために、請求書の保管まで必要とすべきである。</p> <p>2. 学級費会計規程において、請求書の保管まで必要とすることを規程で言及しておくといわれる。</p> <p>3. 学校関係者からの寄附を財源とした特別会計について、現状では望ましい管理とはいいがたく、そのあり方を含め、再考する必要がある。</p> <p>4. 市費負担の事務補助職員の時間外勤務において、その命令を書面ではなく口頭のみで行っている。事後的な問題に対処するためにも、書面</p>

	<p>わざるを得ない。適切な資産管理に努めるべきあり、これを機に備品台帳の整備を行っていただきたい。</p> <p>5. 成績管理用ソフトのパスワードについて、運用上の問題がある。情報保護のために、その運用を改める必要がある。</p>	<p>等での記録を残しておくべきである。</p> <p>5. 図書購入時に、「図書管理システム」への登録内容と購入図書との突合が行われていない。仮に登録内容と購入図書に相違があれば、不明在庫等の要因となるため、登録内容の正確性まで担保すべきである。</p>
13. 浮島小学校	<p>1. 修学旅行会計において、その管理を通帳で行っていない。出納簿も作成されておらず、その安全管理に問題があるといえる。</p> <p>2. 修学旅行会計について、監査が実施されていない。信頼性を担保するためにも監査を受けるべきである。</p> <p>3. 備品について、現物と台帳の照合が難しく、その実在性が確認できないものが散見された。備品台帳の整備に努めるべきである。</p> <p>4. 成績管理用ソフトのパスワードについて、運用上の問題がある。情報保護のために、その運用を改める必要がある。</p>	<p>1. 学級費等私費会計の規程が作成されていない。業務の一定の品質と効率性の確保のためにも、学級費会計規程の整備が必要である。</p> <p>2. 学校給食会計運営基金残高が、運用の目安とされる金額を大きく超過しており、その認識と改善を求める。</p> <p>3. 市費負担の事務補助職員の時間外勤務において、その命令を書面ではなく口頭のみで行っている。事後的な問題に対処するためにも、書面等での記録を残しておくべきである。</p> <p>4. 図書購入時に、図書管理システムへの登録内容と購入図書との突合が行われていない。仮に登録内容と購入図書に相違があれば、不明在庫等の要因となるため、登録内容の正確性まで担保すべきである。</p>
14. 良山中学校	なし	<p>1. 特別会計が簿外で管理されていることに問題がある。また、校納金収受の際の両替現金について、特別会計の資金が利用されており、公用で必要な両替現金は公費で準備すべきである。さらに、特別会計の今後の運用については、そのあり方を含め、再度検討する必要がある。</p>

15. 屏水中学校	なし	<p>1. 決算報告書作成後に入金があったため、決算報告書の残高と年度末の通帳残高に不一致が生じている。今後は、年度末を締日とした決算報告書を作成していくように改善すべきである。</p> <p>また、学年費の生徒への返金に関する領収書などの記録が残されていないため、この点についても改善すべきである。</p> <p>2. 具体的な使途が定まっていない同窓会費（会計）について、その存続の可否について再度検討していただきたい。存置するのであれば、その運用について見直しが必要である。</p> <p>3. 備品台帳自体の問題から、棚卸しを困難にしている実態がある。備品台帳への金額計上基準の見直しや一元的にシステム化した備品台帳で管理することを検討してはどうか。</p>
16. 南筑高等学校	<p>1. 領収書と会計記録が不一致となっているものがあつた。事務処理上の誤りであるが、当該事項について多くの者の決裁があることから、決裁者において十分な検証が行われていないことの表れではないか。内部統制が機能するよう適切な決裁を心掛けていただきたい。</p> <p>2. 一部の資産について備品番号の記載がなかった。これは棚卸しが徹底されていないこと表れではないか。今後は、備品台帳との照合が可能となるように、備品の特定ができる運用を行うべきである。</p>	<p>1. 学年費会計について、領収書のみの保管で、その内訳が不明なものが散見された。支出内容を明確にするために、請求書の保管まで必要とすべきである。</p> <p>2. 学年費会計規程において、請求書の保管まで必要とすることを規程で整備すべきである。</p> <p>3. 修学旅行等積立金会計につき、最終的な支払領収書を一部入手できなかった。今後の管理運営に関しての整備を期待したい。</p> <p>4. 金庫内を確認したところ、その存在を認識していなかった通帳があつた。現在では管理されていないこと</p>

		<p>の表れではないか。通帳の解約を行うなどの適切な対応が必要である。</p> <p>5. 教諭に係る修学旅行代金の前渡金を市役所から現金で受け取った日と実際に旅行会社に支払った日の間に1日あった。金庫内に現金がある場合があるのならば、現金出納帳等を記帳すべきである。</p> <p>6. 手提げ金庫の中にPTAに関する両替金と市管理の金券（タクシーチケットなど）が一緒に保管されていることは、別の組織である以上問題がある。</p> <p>7. 備品に係る修繕費について、どの備品を修繕したか明確にしておく、管理上よいのではないか。</p> <p>8. 備品台帳の運用が、担当者の変更に影響を受けるようでは、継続性の観点から望ましくない。</p> <p>9. 図書の棚卸し（蔵書点検）の時期について、最も効果的に行うことができる3月に実施することを検討していただきたい。</p>
17. 特別支援学校	<p>1. 学級費会計の規程が作成されていない。また、会計報告書を作成しているのは1/4に満たない状況である。業務の品質と効率性の確保のためにも、規程の整備が必要である。</p> <p>2. 学級費会計について、監査が実施されていない。信頼性を担保するためにも監査を受けるべきである。</p> <p>3. 積立金会計について、報告書が揃っておらず、また監査も実施されていない。客観的に信頼性の</p>	<p>1. 積立金会計の規程が作成されていない。業務の品質と効率性の確保のためにも、規程の整備が必要である。</p> <p>2. 学校給食会計において、業務の可視化をはかることは、効率性の面からも有用であることから、規程を整備し、その運用を行うことをご検討いただきたい。</p> <p>3. 市費負担の事務補助職員の時間外勤務において、その命令を書面ではなく口頭のみで行っている。事後的な問題に対処するためにも、書面</p>

	<p>ある管理運営を行うためにも、監査を実施すべきである。</p> <p>4. 監査対象年度で購入された一般備品の中で、台帳記載漏れが2点あった。</p> <p>5. 棚卸実施時において、記載のルールに従っていないものが多く、客観的な実在性を証明できないものが散見された。必ず記載ルールに従った記入をするよう改善を求める。</p> <p>6. 取得時、除籍時の処理に適切な処理が行われておらず、監査対象年度での不明図書が累計で300冊弱計上されている。取得時、除籍時の処理についての業務の確立と通常の貸出返却における体制の整備が必要である。</p> <p>7. 情報の管理において、サーバへのアクセス、各データへのアクセスについてパスワードの設定等を行っておらず、アクセスフリーの状態にある。セキュリティ基準に沿った運用を行うよう改善を求める。</p>	<p>等での記録を残しておくべきである。</p> <p>4. 教材の備品台帳への金額計上基準及び備品と教材の管理方法については、根本的な見直しを検討する必要がある。</p> <p>5. 図書のシステムへの登録時に入力漏れがあり、図書リストに載っていない現物があった。要因は、図書の納入時における現物とシステムへの登録内容の整合性の確認の懈怠であり、改善を要する。</p>
(市民文化部)		
18. 生涯学習推進課	なし	<p>1 支出がなされる課においてその適法性が確認できたほうがよいと思われるので、適法性の根拠となる原本が他課で保管されるのであれば写しを当該課において保管するような運用が望ましい。</p> <p>2. タクシーチケットの申請にあたり、その必要性が判断できるに足る申請書の記載を行うべきである。</p>

		<p>3. ガソリンチケットについては、交付責任者が定められておらず、必要性等について適切な判断が担保されるシステムとはなっていない。交付責任者を定めるなどの要綱を定めることを検討してはどうか。</p> <p>4. 校区生涯学習振興事業補助金等にかかる実績報告書について、事業の効果測定を行うに足る内容であることが必要であるので、例えばアンケートを実施し、その検証結果を記載するなど事業の有効性を客観的に評価できるような報告書の作成を各交付団体へ求めるべきである。</p> <p>5. 久留米市女性の会婦人会連絡協議会を構成している各婦人会への助成金について、現状、活動内容が把握できない報告書になっているので、その改善を求める必要がある。</p> <p>6. 青少年科学館活用促進事業補助金に係る報告書が事業目的に合致するか否か判断できるだけの内容を記載することを補助金交付財団に対し求めるべきである。</p>
19. 文化財保護課	なし	なし
20. 体育スポーツ課	なし	<p>1. 収入事務において地域活性化センターへの実績報告額と調定決定書の額との間に差異があり、調定額が正しいとの心証は得たが、その差異の詳細な内容までは追跡できなかった。今後に備え、当該差異等についてその内容がわかるような書類の作成、保管が必要と思われる。</p> <p>2. 体育スポーツ課の事業は非常に有効性が高いと判断するが、事業の有効性、効率性をより高めるため</p>

		に、事業の成果を客観的な数値として蓄積し、長期にわたるモニタリングを実施していくべきである。
21. 中央図書館	なし	<p>1. 備品台帳を閲覧したところ、「備品の保管場所」の記載が不十分であった。これでは備品台帳を見ても、現物がどこにあるのか直ちに判明しない。また、実施棚卸もなされていない。また、備品台帳は記載することが目的ではなく、管理することが目的である以上、今後取得するものからは「備品の保管場所」の記載をより詳細にすることを検討してはどうか。</p> <p>2. 図書の購入先は主に「久留米市図書館納入有限責任組合（以下、組合）」となっている。組合員は市内業者4社のみであり、かつ38百万円超の売上が毎年見込まれる以上、市内業者間の公平に特に注意する必要がある。よって、組合員の数を増やしていくことを当該組合と協議してはどうかと考える。</p> <p>3. 図書システム導入にあたり、「公募型プロポーザル」を実施しているが、プロポーザル選考委員会が少数の市役所関係者から構成されていた。システムの性能面の判断は高い専門性が必要となると思われることから、次の選考の際には、システムの評価等に関し、外部専門家を活用するなど、より多角的見地からシステムの性能について議論する体制を構築してはどうかと考える。</p>

(子ども未来部)		
22. 青少年育成課	なし	<p>1. 不登校児童への対応は、長期的にゆるやかなサポートが必要である。現状では、定期的に入れ替わる大学院生により行われているため、長期的なサポート人員を配置するなどの体制の構築が必要と思われる。</p> <p>2. 適応指導教室における体験学習を行うため、専任講師と契約しているが、定期的な見直しがなされていない。定期的な見直しを行い、契約を継続する場合でもその明確な根拠を残すべきである。</p>